

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年九月二十八日から平成三十一年
一月二十八日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出
してください。

平成三十年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートリアル東九条店
所在地 奈良市東九条町一六七―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者 永田 久男

（変更後） 名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡市東区多の津一丁目一二番二号

代表者 檜木野 仁司

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トリアル カンパニー	福岡市東区多の津一丁目一二番二号	永田 久男

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアル カンパニー	福岡市東区多の津一丁目二番二号	檜木野 仁司

三 変更年月日

平成二十九年六月十九日

四 届出年月日

平成三十年九月七日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十年九月二十八日から平成三十一年一月二十八日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで